

## 給食施設の種類

施設種別	対象施設
学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法第 1 条に規定する学校、第 124 条に規定する専修学校及び第 134 条に規定する各種学校。</li> <li>・学校給食法第 6 条に規定する学校給食共同調理場</li> <li>・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に規定する認定こども園のうち、当該施設が幼稚園である場合 例) 公立幼稚園、私立幼稚園、公立学校、私立学校、各種学校、幼稚園型認定こども園、学校給食共同調理場、学校給食センター等</li> </ul>
病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院</li> </ul>
介護老人保健施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設</li> </ul>
介護医療院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法第 8 条第 29 項に規定する介護医療院</li> </ul>
児童福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法第 7 条に規定する施設</li> <li>・社会福祉法第 2 条に規定する事業に係る施設で児童福祉に関するもの</li> <li>・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に規定する認定こども園（当該施設が幼稚園である場合を除く） 例) 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、認定こども園（保育所型・幼保連携型）、認可外保育施設、地域型保育事業児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター等</li> </ul>
社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法第 38 条に規定する施設</li> <li>・身体障害者福祉法第 5 条第 1 項に規定する施設</li> <li>・売春防止法第 36 条に規定する施設</li> <li>・社会福祉法第 2 条に規定する事業に係る施設で社会福祉に関するもの（児童福祉に関するものを除く） 例) 救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設、障害者支援施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視覚障害者情報提供施設、婦人保護施設等</li> </ul>
矯正施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第 3 条に規定する刑事施設</li> <li>・少年院法第 3 条、4 条に規定する少年院</li> <li>・少年鑑別所法第 3 条に規定する少年鑑別所 例) 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所</li> </ul>
寄宿舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生又は労働者の寄宿させる施設</li> </ul>
事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働基準法別表 1 に規定する事業所又は事務所 例) 社員食堂等</li> </ul>

※裏面につづきます。

施設種別	対象施設
診療所	・医療法第1条の5第2項に規定する病院
老人福祉施設	・老人福祉法第5条の3に規定する施設 例) 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人福祉センター、老人短期入所施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人介護支援センター
自衛隊	自衛隊
一般給食センター	特定した施設（複数の場合も含む。）に対して継続的に食事を供給している施設であって学校や事業所に該当しないもの
その他	上記の学校から一般給食センターに該当しない施設 例) 認可外保育所、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム等

ご不明な点につきましては、健康づくり課 栄養士までお尋ねください。

☎ : 0956-24-1111 (内線 5535・5532)